



株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルスの感染防止のため、株主の皆様におかれましては、極力ご来場はお控えいただき、書面又はインターネット等により議決権を行使いただきますよう、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

書面又はインターネット等による議決権行使期限
2020年6月25日（木曜日）午後6時30分到着分まで

第19回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

● 開催日時

2020年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

● 開催場所

大阪市北区天満橋一丁目8番50号
帝国ホテル大阪 3階「エンパイアルーム」
（末尾の「第19回定時株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。）

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件

目 次

招 集 ご 通 知	1
株主総会参考書類	5
事 業 報 告	14
計 算 書 類	33
監 査 報 告	37

株式会社 エディオン

証券コード 2730

証券コード：2730
2020年6月8日

株 主 各 位

(本店所在地)
広島市中区紙屋町二丁目1番18号
(本社事務所)
大阪市北区中之島二丁目3番33号
株式会社 エディオン
代表取締役 久保 允 啓
会長兼社長執行役員

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご来場に代えて、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁までに記載の「議決権行使についてのご案内」に従いまして、2020年6月25日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区天満橋一丁目8番50号
帝国ホテル大阪 3階「エンパイアルーム」
ご来場の際は、末尾の「第19回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第19期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
4. その他株主総会招集に関する事項
議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会日の3日前（2020年6月22日）までに、その旨と理由を書面によりご通知ください。

以 上

＜お知らせ＞

1. 当日ご来場の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。
2. 受付開始時刻は午前9時を予定しております。
3. 法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち以下の項目につきましては、当社ホームページ（<https://www.edion.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - (1) 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
 - (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」なお、本招集ご通知添付書類及び前述のホームページ掲載書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。
4. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<https://www.edion.co.jp/>）に掲載いたします。

＜新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関するご協力のお願い＞

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本総会におきましては通常と異なる運営となる場合がございます。そのため、以下の事項につきまして、ご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 感染リスク低減のため、会場内の座席の間隔を従来より拡大し、例年より座席数が減少しております。そのため、ご入場いただける株主様の人数を制限させていただく場合がございます。
2. 前述の座席数の減少もございますので、極力ご来場はお控えいただき、書面又はインターネット等による議決権の行使をお願いいたします。
3. 体調不良の方、基礎疾患をお持ちの方、ご高齢の方及び妊娠されている方におかれましては、ご来場をお控えください。ご来場いただきましても、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
4. 運営スタッフはマスクを着用し、会場入口にアルコール消毒液をご用意いたします。ご来場の株主様におかれましても、マスクの着用、手指消毒にご協力をお願いいたします。
また、ご来場の株主様への体温測定を実施させていただき、高熱の方はご入場をお断りさせていただきます。
5. 長時間の株主総会となることを避けるため、報告事項の簡略化や、質疑応答の際のご質問数及び人数を制限させていただく場合がございます。
6. 今後の状況により、株主総会会場又は運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ（<https://www.edion.co.jp/>）にてお知らせいたします。

<議決権行使についてのご案内>

当社では、議決権行使書の郵送又はインターネット等により議決権を行使することができますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご来場の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権の行使には以下の方法がございます。

株主総会にご来場の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

ご来場の際には、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2020年6月26日（金曜日） 午前10時

郵送（書面）による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2020年6月25日（木曜日） 午後6時30分到着分まで

インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等により議決権を行使していただけます。

詳しくは次頁をご覧ください。

行使期限

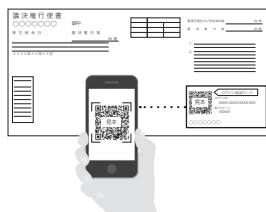
2020年6月25日（木曜日） 午後6時30分入力完了分まで

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードでログインした議決権行使は1回に限り可能です。

再行使する場合は右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。

- 3 新しいパスワードを登録してください。

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による
議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

議決権行使ウェブサイトは、毎日午前2時～午前5時は取り扱いを休止いたします。

郵送（書面）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。機関投資家の皆様は、株式会社Jの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、配当政策を重要な経営課題の一つと認識しており、株主の皆様への安定的配当の実施を念頭に置きながら業績及び経営基盤強化のための内部留保等を勘案し、配当金額を決定することを基本方針としております。

当期末の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

当期末の株主配当金につきましては、当期の業績、財務状況、今後の経営環境等を総合的に勘案いたしまして、1株につき16円といたしたいと存じます。

なお、2019年12月に中間配当金として1株につき18円をお支払いしておりますので、年間にお支払いする配当金は前期から2円増配の1株につき34円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金16円 総額1,712,495,984円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席状況
1	く ぼ まさ たか 久 保 允 誉 (男性) 再任	代表取締役会長兼社長執行役員	19回／19回 (100%)
2	やま さき のり お 山 崎 徳 雄 (男性) 再任	取締役専務執行役員 経営企画本部長	19回／19回 (100%)
3	あたらし あきら 新 晶 (男性) 再任	取締役専務執行役員 営業本部長	19回／19回 (100%)
4	かね こ さと し 金 子 悟 士 (男性) 再任	取締役専務執行役員 物流ITサービス本部長	19回／19回 (100%)
5	こ や の かおる 小谷野 薫 (男性) 再任	取締役専務執行役員 管理本部長	19回／19回 (100%)
6	いし ばし しょう ぞう 石 橋 省 三 (男性) 再任 社外 独立役員	社外取締役	19回／19回 (100%)
7	たか ぎ し もん 高 木 施 文 (男性) 再任 社外 独立役員	社外取締役	18回／19回 (95%)
8	ま ゆみ な お こ 眞 弓 奈穂子 (女性) 再任 社外 独立役員	社外取締役	14回／14回 (100%)
9	ふく しま よし ひこ 福 島 淑 彦 (男性) 再任 社外 独立役員	社外取締役	14回／14回 (100%)

(注) 社外 は社外取締役候補者を、独立役員 は独立役員候補者をそれぞれ表しております。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	再 任 く ぼ まさ たか 久 保 允 誉 (1950年2月18日)	1992年 4 月 株式会社ダイイチ（現株式会社エディオン）代表取締役社長 2002年 3 月 当社代表取締役会長 2003年 7 月 当社代表取締役社長 2004年10月 株式会社ふれあいチャンネル（現株式会社ちゅピCOMふれあい）代表取締役副社長（現任） 2012年 6 月 当社代表取締役会長兼社長 2015年 2 月 株式会社サンフレッチェ広島代表取締役会長（現任） 2018年 4 月 株式会社サンキュー代表取締役会長（現任） 2018年 6 月 当社代表取締役会長兼社長執行役員（現任）
	取締役会への出席状況	19回／19回（100%）
	所有する当社株式数	2,105,103株
	取締役候補者とした理由	株式会社ダイイチの代表取締役就任以降、長年に亘り経営手腕を発揮し、これまでグループ全体の業績の成長を牽引しております。経営の重要事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たしてきたことから、今後も当社の事業拡大及び企業価値の向上に向けて強いリーダーシップを発揮できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。
2	再 任 やま さき のり お 山 崎 徳 雄 (1957年1月15日)	2009年 6 月 当社取締役 2012年 4 月 当社経営企画本部長（現任） 2012年 6 月 当社常務取締役 2014年 6 月 当社専務取締役 2018年 6 月 当社取締役専務執行役員（現任）
	取締役会への出席状況	19回／19回（100%）
	所有する当社株式数	39,442株
	取締役候補者とした理由	経営戦略部門における豊富な経験と実績を有しており、当社の経営の中核を担っております。引き続き経営への貢献を期待できることから取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	再任 あたらし 新 (1955年5月7日) あきら 晶	2016年8月 シャープ株式会社常務アジアパシフィック・中近東代表兼 Sharp Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd.会長兼社長 2017年3月 当社執行役員 2017年3月 当社E L S統括部長 2017年6月 当社常務取締役 2018年2月 当社営業本部長 2018年4月 当社営業本部長兼商品統括部長（現任） 2018年6月 当社取締役専務執行役員（現任）
	取締役会への出席状況	19回／19回（100%）
	所有する当社株式数	22,064株
	取締役候補者とした理由	これまでの豊富な営業経験を活かし、商品担当部門、営業部門において当社の事業の発展に貢献しております。引き続き経営への貢献を期待できることから取締役候補者いたしました。
4	再任 かね 金子 (1972年8月1日) さと 悟 し 士	2013年10月 株式会社Loudmouth Japan（現株式会社ラウドマウスジャパン）代表取締役社長（現任） 2014年1月 Loudmouth Golf LLC, Chief Strategy Officer & Managing Director 2016年6月 Oracle Corporation, Group Manager 2018年6月 当社社外取締役 2019年2月 当社取締役専務執行役員（現任） 2019年2月 当社物流ITサービス本部長（現任） 2019年6月 株式会社e-ロジ代表取締役社長（現任）
	取締役会への出席状況	19回／19回（100%）
	所有する当社株式数	8,948株
	取締役候補者とした理由	企業経営における経験と知見に加え、国内外企業の情報システム部門における豊富な経験を活かし、当社の事業の発展に貢献しております。引き続き経営への貢献を期待できることから取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	再任 こやの 小谷野 薫 (1963年1月27日)	2010年1月 日本総合アドバイザー事務所代表 2013年1月 株式会社サンフレッチェ広島代表取締役社長 2015年6月 当社取締役 2015年10月 当社管理本部長（現任） 2016年6月 当社常務取締役 2017年6月 当社専務取締役 2017年12月 フォーレスト株式会社代表取締役社長 2018年6月 当社取締役専務執行役員（現任）
	取締役会への出席状況	19回／19回（100％）
	所有する当社株式数	34,652株
	取締役候補者とした理由	企業経営における豊富な経験と実績を活かし、当社の事業の発展に貢献しております。引き続き経営への貢献を期待できることから取締役候補者いたしました。
6	再任 社外 独立役員 いし ばし しょう ぞう 石 橋 省 三 (1949年7月5日)	1995年1月 株式会社野村総合研究所経営開発部長 1997年4月 野村證券株式会社金融研究所経営調査部長 1998年6月 同社金融研究所副所長兼企業調査部長 2000年5月 リーマン・ブラザーズ証券会社マネージング・ディレクター 2003年9月 一般財団法人石橋湛山記念財団代表理事（現任） 2004年4月 国立大学法人東京医科歯科大学理事 2005年4月 学校法人立正大学学園監事 2007年6月 株式会社みんかぶ社外監査役 2008年4月 学校法人栗本学園（名古屋商科大学）理事（現任） 2014年6月 当社社外取締役（現任） 2017年3月 株式会社みんかぶ（現株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド）社外取締役（現任）
	在任年数	6年
	取締役会への出席状況	19回／19回（100％）
	所有する当社株式数	0株
	社外取締役候補者とした理由	企業経営・金融における豊富な経験と知見を有しており、取締役会等における発言や、取締役会の諮問機関である任意の指名報酬委員会の委員長を務めるなど、自らの経験と知見を踏まえた活動により経営の透明性の向上と取締役会の監督機能強化に貢献しております。 今後も独立した客観的な立場での提言や助言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況						
7	<table><tr><td>再任</td><td>社外</td><td>独立役員</td></tr><tr><td colspan="3">たかぎしもん 高木施文 (1962年12月23日)</td></tr></table>	再任	社外	独立役員	たかぎしもん 高木施文 (1962年12月23日)			1990年 4 月 弁護士登録 1990年 4 月 ブレークモア法律事務所入所 1992年10月 足立・ヘンダーソン・宮武・藤田法律事務所入所 1999年 8 月 東京青山・青木・狛法律事務所パートナー 2002年 8 月 ホワイト&ケース法律事務所パートナー 2014年 3 月 高木法律事務所開設（現在に至る） 2015年 6 月 当社社外取締役（現任）
	再任	社外	独立役員					
	たかぎしもん 高木施文 (1962年12月23日)							
	在任年数	5 年						
	取締役会への出席状況	18回／19回（95％）						
所有する当社株式数	0 株							
社外取締役候補者とした理由	弁護士としての企業法務の経験と専門的知見を有しており、取締役会等において自らの経験と知見を踏まえた発言や、取締役会の諮問機関である任意の指名報酬委員会の委員を務めるなど、自らの経験と知見を踏まえた活動により経営の透明性の向上と取締役会の監督機能強化に貢献しております。 なお、高木施文氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、今後も独立した客観的な立場での提言や助言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者といいたしました。							
8	<table><tr><td>再任</td><td>社外</td><td>独立役員</td></tr><tr><td colspan="3">まゆみなおこ 眞弓奈穂子 (1955年10月29日)</td></tr></table>	再任	社外	独立役員	まゆみなおこ 眞弓奈穂子 (1955年10月29日)			1977年 4 月 岡三証券株式会社入社 1993年 7 月 チューリッヒ・スカダー・インベストメント・ジャパン株式会社（現ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）年金営業部グループリーダー 2002年 5 月 同社常務執行役員年金クライアントサービス部ヘッド 2002年 7 月 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社（現ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社）常務取締役年金営業部門ヘッド 2005年 8 月 ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント株式会社マーケティング・クライアントサービス部ディレクター年金チームヘッド 2019年 6 月 当社社外取締役（現任）
	再任	社外	独立役員					
	まゆみなおこ 眞弓奈穂子 (1955年10月29日)							
	在任年数	1 年						
	取締役会への出席状況	14回／14回（100％）						
所有する当社株式数	0 株							
社外取締役候補者とした理由	金融・証券部門における豊富な経験に基づく助言等、自らの経験と知見を踏まえた活動により経営の透明性の向上と取締役会の監督機能強化に貢献しております。 今後も独立した客観的な立場での提言や助言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者といいたしました。							

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
9	再 任 社 外 独 立 役 員 ふくしまよしひこ 福 島 淑 彦 (1963年10月30日)	1990年 4 月 ソロモンブラザーズアジア証券株式会社（現シティグループ証券株式会社）入社 1995年 7 月 スウェーデン王立ストックホルム大学経済学部講師 2003年 4 月 名古屋商科大学総合経営学部助教授 2006年 7 月 名古屋商科大学総合経営学部教授 2007年 4 月 早稲田大学政治経済学術院教授（現任） 2010年 4 月 早稲田大学CSR研究所所長 2019年 6 月 当社社外取締役（現任）
	在任年数	1 年
	取締役会への出席状況	14回／14回（100%）
	所有する当社株式数	0 株
	社外取締役候補者とした理由	経済・経営分野における学識者としての知見に基づく助言等、自らの経験と知見を踏まえた活動により経営の透明性の向上と取締役会の監督機能強化に貢献しております。 なお、福島淑彦氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、今後も独立した客観的な立場での提言や助言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. **社 外** は社外取締役候補者を、**独 立 役 員** は独立役員候補者をそれぞれ表しております。
3. 当社は、石橋省三氏、高木施文氏、眞弓奈穂子氏、福島淑彦氏を株式会社東京証券取引所の規定に定める独立役員として届け出ており、各氏が取締役に再任され就任した場合は、独立役員の届出を継続する予定であります。
4. 社外取締役の在任年数は、本定時株主総会終結時の年数であります。
5. 各候補者が所有する当社株式数には、エディオングループ役員持株会における持分株式数を含んでおります。
6. 取締役（業務執行取締役等である者を除く）との責任限定契約について

当社は、定款において取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、その規定により石橋省三氏、高木施文氏、眞弓奈穂子氏、福島淑彦氏との間で責任限定契約を締結しております。各氏が取締役に再任され就任した場合は、当該契約を継続する予定であります。

その内容の概要は、当該契約に基づく責任の限度額につき、法令に定める最低責任限度額とするものであります。

<ご参考>

1. 取締役・監査役候補者の指名方針及び手続

<方針>

当社は、取締役・監査役候補者を決定する際には以下の事項を考慮します。

- ・ 識見、実績、能力をもっていること
- ・ 高い倫理観をもっていること
- ・ 当社グループの企業理念の実現に向けて行動できること

社外取締役及び社外監査役については、これらに加え、以下の事項についても考慮します。

- ・ 専門的知識や豊富な経験を有していること
- ・ 独立かつ客観的な視点で取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する助言ができること

<手続>

取締役については、指名方針に基づき、取締役会の諮問機関である独立社外取締役を委員長とする任意の「指名報酬委員会」にて選任候補者の検討を行い、取締役会決議により指名します。

監査役については、指名方針に基づき、公正な視点から選任候補者の検討を行い、取締役会決議により指名します。

2. 社外取締役及び社外監査役の独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための基準として、会社法における規定及び証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を満たすとともに、さらに、以下に定める当社独自の独立性基準を設けています。

<独立性基準>

以下に定める基準のいずれにも該当しない者

- 現在又は過去において当社又はその子会社の業務執行者
- 当社の直近の株主名簿において持株比率10%以上の大株主又は大株主である団体に現に所属している業務執行者
- 直近の3事業年度において、当社との取引総額が一度でも連結売上高の2%を超える取引先及びその連結子会社に現に所属している業務執行者
- 直近の3事業年度において、当社から役員報酬以外に平均して年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、会計監査人もしくは顧問契約先（それらが法人、組合等の団体である場合は、その団体に現に所属している業務執行者）
- 直近の3事業年度において、年間1,000万円又は売上高もしくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付を当社から受けている団体等の理事その他業務執行者
- b～eの団体又は取引先に過去に所属していた場合、その団体又は取引先を退職後1年を経過していない者
- 当社又はa～eの業務執行者の配偶者又は二親等以内の親族

<コーポレートガバナンス体制>

当社は、経営意思決定機関として原則月1回開催する取締役会や法令による設置義務のない経営会議等の会議体を設置し、案件の重要性や緊急度に応じた機動的かつ十分な審議を行っているほか、取締役会の諮問機関として任意の「指名報酬委員会」及び「マネジメント・ディスカッションミーティング」を設置しております。

「指名報酬委員会」は過半数を社外取締役とする3名以上の取締役で構成され、独立社外取締役を委員長とし、当社及び子会社の取締役・執行役員の選解任、後継者計画及び報酬に関する事項などを検討いたします。

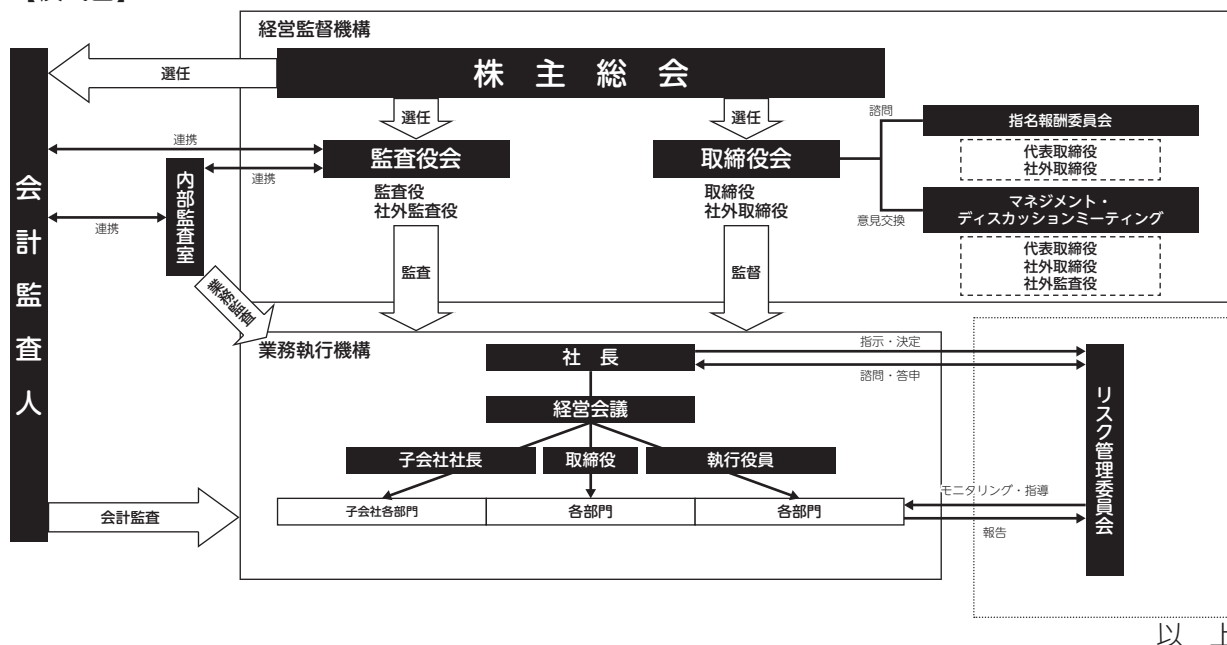
「マネジメント・ディスカッションミーティング」は、代表取締役及び社外役員から構成され、経営上重要な課題に関する意見交換を行っております。

また、監査役会は、取締役会における意思決定及び取締役の職務執行について厳正な監査を実施し、内部監査部門と連絡会議等による情報共有を図っております。

さらに、「リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスや有事の際の対応方針（BCP等）を含めグループ企業を取り巻くリスクを総括的に管理する環境を整備しております。

以上の体制をとることにより、グループ全体のガバナンス強化及び会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めております。

【模式図】



以上

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における家電小売業界は、年度の前半は消費税率引上げ前の駆け込み需要に後押しされ、テレビや洗濯機、冷蔵庫などにおいては高付加価値商品を中心に販売が好調に推移いたしました。年度の後半は駆け込み需要の反動により全体的に売上が伸び悩むなど、大きく変動いたしました。

また、Windows7のサポート終了により買い換えが促進されたことからパソコンの売上が大きく伸びましたが、夏の天候不順や暖冬の影響により、エアコンを中心とした季節家電商品の売上が前年を下回る結果となりました。

こうした中で当企業グループにおきましては、「体験と体感」・「発見と感動」をテーマとした今まで以上にお客様にワクワク感や楽しさを提供できる新しいタイプの店舗として、大阪市に「エディオンなんば本店」、広島市に「エディオン広島本店」をそれぞれオープンいたしました。

また、物流基盤とサービス体制の強化を図るため、全国でフリーペーパーや求人誌等の配送を行う「㈱ジェイトップ」を子会社化いたしました。

さらに、創造的な考えを主体的に実践できる子どもたちの育成に貢献したいという考えから、プログラミング教育事業の強化を図るため、全国でロボットプログラミング教室等の運営を行っている「夢見る㈱」を子会社化いたしました。

当社は、㈱ジェイトップが持つ物流網と、夢見る㈱が持つ教育事業のノウハウを組み込むことで更なる事業拡大を目指してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の店舗でインバウンド需要の減少や来店客数の減少が見られましたが、当連結会計年度においてはその影響は限定的となっております。

今後も「お客様の豊かな暮らしを永続的に支える企業」として、様々な取り組みを行ってまいります。

連結業績の概況

(単位：百万円)

	2019年3月期	2020年3月期	増 減 額	前 期 比 (%)
連 結 売 上 高	718,638	733,575	14,937	102.1
営 業 利 益	17,842	12,284	△5,558	68.8
経 常 利 益	18,889	13,365	△5,523	70.8
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	11,642	10,977	△664	94.3

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(1) 連結売上高

当連結会計年度の連結売上高は7,335億75百万円(前期比102.1%)となりました。夏の天候不順や暖冬といった要因によりエアコンなどの季節家電商品の販売が伸び悩んだものの、消費税率引上げ前の駆け込み需要により、テレビや洗濯機、冷蔵庫などにおいては高付加価値商品を中心に販売が好調に推移したことによるものであります。

(2) 営業利益

当連結会計年度の営業利益は122億84百万円(前期比68.8%)となりました。これは「エディオンなんば本店」や「エディオン広島本店」といった大型店舗の出店により、広告宣伝費や設備費が増加したほか、物流費や倉庫料等の配送コスト全般の上昇、決済手段の多様化に伴う手数料の増加、携帯電話や高付加価値商品に対する販売促進策としてのポイント付与の増加により販売費及び一般管理費が増加したことによるものであります。

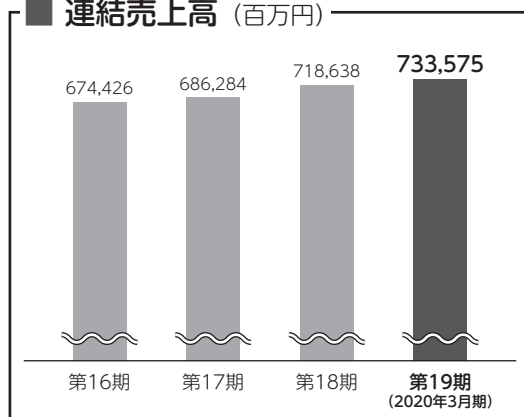
(3) 経常利益

当連結会計年度の経常利益は133億65百万円(前期比70.8%)となりました。これは主に営業利益の減少によるものであります。

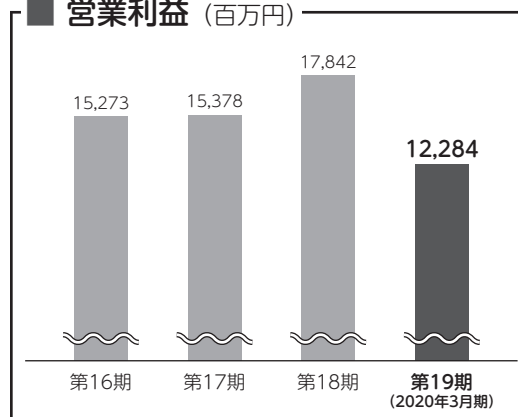
(4) 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は109億77百万円(前期比94.3%)となりました。これは主に固定資産売却益が13億63百万円、課徴金返還額が12億36百万円及び減損損失が18億38百万円あったことなどによるものであります。

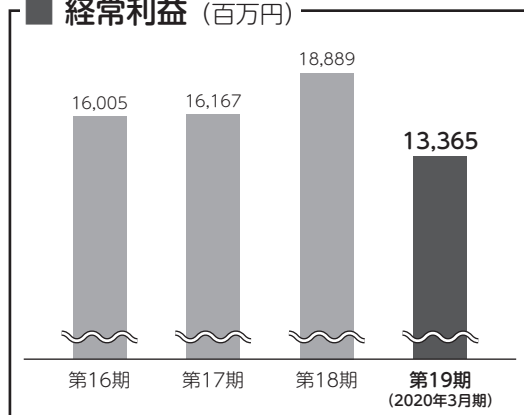
■ 連結売上高 (百万円)



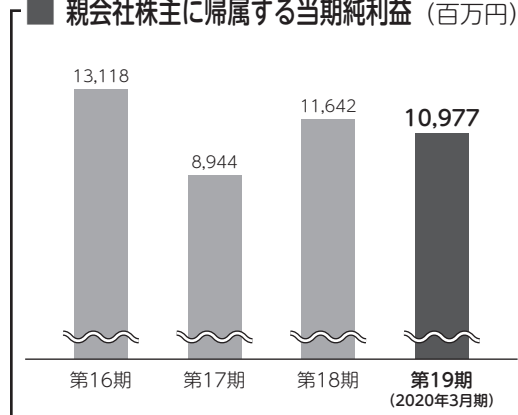
■ 営業利益 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



営業店舗の状況

店舗展開につきましては、家電直営店は、「エディオンイオンモール橿原店（奈良県）」、「エディオンなんば本店（大阪府）」、「エディオンイオン上田店（長野県）」、「エディオンイオンタウン各務原鵜沼店（岐阜県）」、「エディオンブルメールH A T 神戸店（兵庫県）」、「エディオン洛北阪急スクエア店（京都府）」の6店舗を新設し、「エディオン広島本店（広島県）」を建替、「エディオンオアシスタウンキセラ川西店（兵庫県）」、「エディオン亀岡店（京都府）」の2店舗を移転いたしました。一方で5店舗を閉鎖いたしました。

非家電直営店舗は1店舗を新設し、5店舗を閉鎖いたしました。

またフランチャイズ店舗は4店舗の減少となりました。これにより、当連結会計年度末の店舗数は、フランチャイズ店舗751店舗を含めて1,184店舗となりました。

	前連結会計年度末	増	加	減	少	差	引	当連結会計年度末
直 営 店	436店	7店		10店		△3店		433店
フランチャイズ店	755店	16店		20店		△4店		751店
合 計	1,191店	23店		30店		△7店		1,184店
直 営 店 売 場 面 積	1,038,617㎡	36,096㎡		19,354㎡		16,742㎡		1,055,359㎡

(注)直営店売場面積の増加・減少には、移転・建替・改装等による増加・減少が含まれております。

企業集团の商品分類別連結売上高

区 分	前連結会計年度 2018年4月1日から 2019年3月31日まで		当連結会計年度 2019年4月1日から 2020年3月31日まで		前期比
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	(%)
家電					
テレビ	49,179	6.8	54,952	7.5	111.7
ビデオ・カメラ	24,722	3.4	22,892	3.1	92.6
オーディオ	13,351	1.9	13,584	1.9	101.7
冷蔵庫	53,214	7.4	56,709	7.7	106.6
洗濯機・クリーナー	69,832	9.7	73,344	10.0	105.0
電子レンジ・調理家電	35,807	5.0	36,268	4.9	101.3
理美容・健康器具	26,292	3.7	25,716	3.5	97.8
照明器具	7,578	1.1	6,798	0.9	89.7
エアコン	78,424	10.9	73,330	10.0	93.5
その他空調機器	22,250	3.1	20,332	2.8	91.4
その他	21,100	2.9	21,303	2.9	101.0
小 計	401,754	55.9	405,234	55.2	100.9
情報家電					
パソコン	40,165	5.6	50,346	6.9	125.4
パソコン関連商品	44,018	6.1	44,023	6.0	100.0
携帯電話	72,149	10.0	65,265	8.9	90.5
その他	16,897	2.4	16,215	2.2	96.0
小 計	173,231	24.1	175,850	24.0	101.5
その他					
ゲーム・玩具	25,123	3.5	26,699	3.7	106.3
音響ソフト・楽器	3,363	0.5	3,113	0.4	92.6
住宅設備	45,755	6.4	51,496	7.0	112.6
家電修理・工事収入	29,001	4.0	29,483	4.0	101.7
その他	40,409	5.6	41,698	5.7	103.2
小 計	143,652	20.0	152,491	20.8	106.2
合 計	718,638	100.0	733,575	100.0	102.1

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

1－2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当社は、当連結会計年度におきまして、特筆すべき資金調達を行っておりません。

(2) 設備投資

当連結会計年度において実施した設備投資額は127億12百万円であり、その主なものは当連結会計年度中に完成した次の店舗となっております。

区 分	設 備 名	所 在 地	開 店 日	増減面積(㎡)
新 設	エディオンイオンモール橿原店	奈良県橿原市	2019年 4月 26日	2,300
//	エディオンなんば本店	大阪市中央区	2019年 6月 7日	13,941
//	エディオンイオン上田店	長野県上田市	2019年11月 15日	1,660
//	エディオンイオンタウン各務原鷺沼店	岐阜県各務原市	2019年11月 22日	1,557
//	エディオンブルメールH A T 神戸店	神戸市中央区	2019年11月 29日	2,711
//	エディオン洛北阪急スクエア店	京都市左京区	2019年12月 6日	1,481
建 替	エディオン広島本店	広島市中区	2019年 6月 21日	4,947
移 転	エディオンオアシスタウンキセラ川西店	兵庫県川西市	2019年 8月 2日	△329
//	エディオン亀岡店	京都府亀岡市	2019年12月 13日	△487

(3) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当社は、2019年9月2日付で㈱e－ロジの株式の20%を追加取得し、100%子会社としております。また、同年11月13日付で㈱ジェイトップの全株式を、同年12月23日付で夢見る㈱の全株式を取得し、両社とも100%子会社としております。

1-3. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第16期 2016年4月1日から 2017年3月31日まで	第17期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	第18期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第19期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高(百万円)	674,426	686,284	718,638	733,575
営業利益(百万円)	15,273	15,378	17,842	12,284
経常利益(百万円)	16,005	16,167	18,889	13,365
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	13,118	8,944	11,642	10,977
総資産額(百万円)	368,161	369,448	355,947	350,024
純資産額(百万円)	151,512	169,005	178,172	180,400
1株当たり純資産額 (円)	1,558.86	1,535.84	1,601.53	1,685.50
1株当たり当期純利益金額 (円)	133.04	90.84	105.34	101.33
自己資本比率 (%)	41.2	45.7	50.1	51.5

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 なお、期中平均発行済株式数は、自己株式を除いて算出しております。

(2) 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区 分	第16期 2016年4月1日から 2017年3月31日まで	第17期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	第18期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第19期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高(百万円)	605,804	617,354	651,746	669,436
営業利益(百万円)	14,124	14,344	16,767	10,876
経常利益(百万円)	15,011	15,411	18,244	11,967
当期純利益(百万円)	13,220	8,650	16,039	10,285
総資産額(百万円)	356,423	358,481	348,766	343,293
純資産額(百万円)	145,527	162,492	176,048	177,834
1株当たり純資産額 (円)	1,497.28	1,476.73	1,582.44	1,661.53
1株当たり当期純利益金額 (円)	134.07	87.85	145.12	94.95
自己資本比率 (%)	40.8	45.3	50.5	51.8

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 なお、期中平均発行済株式数は、自己株式を除いて算出しております。

1－4. 対処すべき課題

当企業グループをとりまく経済環境は、今後の家電市場が買い替えを中心とした安定的な需要はあるものの大きな伸長が見込まれないことと、人口及び世帯数の減少が重要な課題であると認識しております。また、スマートフォンの普及によりeコマース市場の拡大が続いており、店舗販売を展開するうえでの様々な課題への対応も重要となっております。

こうした中で当企業グループでは、店舗における収益力の向上と企業の持続的な成長が必要であると認識しており、(1)販売力の強化、(2)成長分野への取り組み、(3)コスト抑制に努め、健全かつ持続的な発展に向けて取り組んでまいります。

(1) 販売力の強化

世代やニーズに合った販売促進策を行い、エディオンアプリ、ソーシャルメディア等の活用や共通ポイント、キャッシュレス決済への対応などを行うことで、顧客接点の拡大と顧客サービスの充実を図ります。また、店舗においては、「体験と体感」・「発見と感動」をテーマとした売場を提供し、物流・サービス体制の強化も行うことで、顧客満足の向上を図ります。さらに、電子プライス等のデジタルツールの活用により店内作業を効率化し、接客時間を増やすことで、生産性の向上を図ります。

今後もお客様のご要望や時代の変化などに機動力を上げて俊敏に対応することで、販売力の強化を図ってまいります。

(2) 成長分野への取り組み

リフォーム分野は今後も市場規模の拡大が見込まれており、外壁・屋根リフォーム等の販売強化や新たな商品等の開発、販売を行うなど売上拡大を図るとともに、施工体制の強化や施工品質の向上に努めてまいります。

また、教育分野への取り組みも強化し、ロボットプログラミング教育を通じて知識やスキルの習得だけでなく、創造的な考え方を主体的に学び実践できる子どもたちの育成に貢献したいと考えております。

今後も家電量販店ならではの生活提案や新規分野への取り組みを行うことで、潜在的な顧客ニーズの発掘と売上拡大を図ってまいります。

(3) コスト抑制

収益力の向上を図るうえで、販売管理費のコントロールは重要な課題と考えております。従業員の販売力強化を図り、店舗の業務効率を改善し、また労働時間の適正化を図るなど、人件費の抑制に取り組んでおります。さらに、広告宣伝費や販売促進費の最適化にも積極的に取り組むことで、販売管理費比率を改善し、ローコストな運営を実現してまいります。

1-5. 主要な事業内容

当企業グループは、(株)エディオンと連結子会社9社（(株)サンキュー、フォーレスト(株)、フォーレスト酒販(株)、(株)エヌワーク、(株)ジェイトップ、(株)エディオンハウスシステム、(株)イー・アール・ジャパン、(株)e-ロジ、夢見る(株)）及び持分法適用関連会社3社（(株)ちゅピCOMふれあい、(株)サンフレッチェ広島、(株)マルニ木工）で構成され、家庭電化商品等の販売を主な事業とし、北海道から沖縄県まで広範囲にわたり家電量販店等を展開しております。

1-6. 企業集団の主要拠点等及び使用人の状況

(1) 企業集団の主要拠点等(2020年3月31日現在)

(株)エディオン

本店所在地 広島市中区紙屋町二丁目1番18号

本社事務所 大阪市北区中之島二丁目3番33号

(株)サンキュー

本店所在地 福井県福井市新保北一丁目601番地

事業所名等	主な業務	当連結会計年度末現在の店舗数			当連結会計年度中の店舗増減数		
		直営店	FC店	計	直営店	FC店	計
エディオン	家庭電化商品等の販売	405	750	1,155	△1	△4	△5
サンキュー	家庭電化商品等の販売	28	1	29	△2	0	△2
合 計		433	751	1,184	△3	△4	△7

(2) 企業集団及び事業報告作成会社の使用人の状況(2020年3月31日現在)

① 企業集団の状況

使用人数 8,778名

(注)使用人数には臨時従業員（7,111名）は含まれておりません。

② 事業報告作成会社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7,830名	4名減	41歳4か月	16年7か月

(注)使用人数には臨時従業員（6,273名）は含まれておりません。

1-7. 重要な親会社及び子会社の状況

- (1) 親会社との関係
該当事項はありません。
- (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	設立年月	資本金	議 決 権 率 比	主 要 な 事 業 内 容
(株) サ ン キ ュ ー	福 井 県 市	1976年 11月	百万円 10	% 100	家庭電化商品等の販売
フ ォ ー レ ス ト (株)	さいたま市 大 宮 区	1992年 7 月	90	100	オフィス用品、日用品、 各種業務用品等の販売
フォーレスト酒販(株)	さいたま市 大 宮 区	1970年 2 月	12	100	酒類等の販売
(株) エ ヌ ワ ー ク	名古屋 市 区 千 種 区	1973年 12月	30	100	情報システムの運営及び開発
(株) ジ ェ イ ト ッ プ	名古屋 市 区 中 村 区	2014年 12月	94	100	フリーペーパーや求人誌、 その他雑誌等の一般貨物の配送
(株) エ デ ィ オ ム ハ ウ ス シ ス テ ム	広 島 市 区 中 区	2002年 6 月	20	100	太陽光発電システムの販売・工事、 住宅リフォーム等
(株) イ ー ・ ア ー ル ・ ジ ャ パ ン	広 島 市 区 中 区	2012年 4 月	100	100	リユース事業及びリサイクル事業
(株) e - ロ ジ	広 島 市 区 中 区	2018年 3 月	50	100	貨物運送業、倉庫管理業等
夢 見 る (株)	堺 市 区 北 区	2012年 11月	129	100	プログラミング教室等の運営

- (注) 1. 当社は、2019年9月2日付で(株)eーロジの株式の20%を追加取得し、100%子会社としております。また、同年11月13日付で(株)ジェイトップの全株式を、同年12月23日付で夢見る(株)の全株式を取得し、両社とも100%子会社としております。
2. (株)福德は、2020年3月2日付でフォーレスト酒販(株)に社名変更しております。

1－8．主要な借入先及び借入額(2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,857 百万円
株 式 会 社 広 島 銀 行	1,716
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,502
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,000
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	1,000
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	1,000
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	1,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 を エージェントとするシンジケート団#4(注)1	7,200
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 を エージェントとするシンジケート団#9(注)2	7,350
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 を エージェントとするシンジケート団#2(注)3	7,500
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 を エージェントとするシンジケート団#10(注)4	6,850

- (注) 1. 株式会社三井住友銀行をエージェントとするシンジケート団#4は、株式会社八十二銀行他全19行で構成されております。
2. 株式会社三菱UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#9は、株式会社福井銀行他全17行で構成されております。
3. 株式会社みずほ銀行をエージェントとするシンジケート団#2は、株式会社伊予銀行他全19行で構成されております。
4. 株式会社三菱UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#10は、株式会社十六銀行他全14行で構成されております。

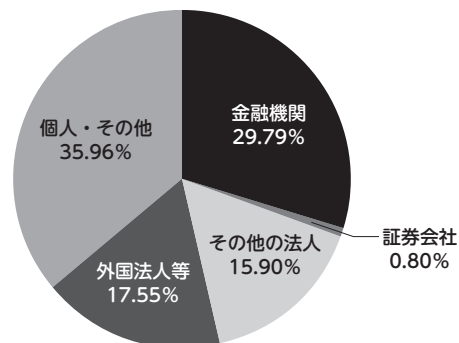
1－9．その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項(2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数
300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数
112,005,636株
- (3) 株主数
46,395名

所有者別株式分布



- (4) 大株主の状況(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 L I X I L グ ル ー プ	8,961 ^{千株}	8.37 [%]
エ デ ィ オ ン グ ル ー プ 社 員 持 株 会	7,767	7.26
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	5,209	4.87
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	4,172	3.90
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 9)	3,877	3.62
株 式 会 社 ダ イ イ チ	3,449	3.22
久 保 允 誉	2,104	1.97
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 5)	1,837	1.72
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,811	1.69
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,692	1.58

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式4,974,637株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項(2020年3月31日現在)

	2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
発行日	2014年10月3日	2015年6月19日
新株予約権の数	発行数 1,500個 残数 8個	発行数 1,500個 残数 1,500個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	91,680株	12,420,303株
新株予約権の払込金額	無償	無償
転換価額	872.6円	1,207.7円
新株予約権の行使期間	2014年10月17日から 2021年9月17日まで	2015年7月3日から 2025年6月5日まで
新株予約権付社債の残高	80百万円	15,000百万円

- (注) 1. 2019年6月27日開催の第18回定時株主総会において期末配当を1株につき18円とする剰余金処分案が承認可決され、2019年3月期の年間配当が1株につき32円となったことに伴い、転換価額が調整されております。(適用日：2019年4月1日以降)
2. 新株予約権の一部行使はできません。
3. 2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債について、2021年7月1日(ただし、同日を除く)までは、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日までの期間において、新株予約権を行使することができます。
4. 2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債について、2025年3月19日(ただし、同日を除く)までは、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日までの期間において、新株予約権を行使することができます。

4. 会社役員に関する事項

4-1. 取締役及び監査役の状況(2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 執 行 役 員	久 保 允 誉	(株)サンキュー代表取締役会長 (株)サンフレッチェ広島代表取締役会長 (株)ちゅピCOMふれあい代表取締役副社長
取 締 役 専 務 執 行 役 員	山 崎 徳 雄	経営企画本部長
取 締 役 専 務 執 行 役 員	小 谷 野 薫	管理本部長
取 締 役 専 務 執 行 役 員	新 晶	営業本部長
取 締 役 専 務 執 行 役 員	金 子 悟 士	物流ITサービス本部長 (株)e-ロジ代表取締役社長 株式会社ラウドマウスジャパン代表取締役社長
社 外 取 締 役	石 橋 省 三	一般財団法人石橋湛山記念財団代表理事 株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド社外取締役 学校法人栗本学園(名古屋商科大学)理事
社 外 取 締 役	高 木 施 文	弁護士
社 外 取 締 役	眞 弓 奈 穂 子	—
社 外 取 締 役	福 島 淑 彦	早稲田大学政治経済学術院教授
常 勤 監 査 役	山 田 富 士 雄	—
社 外 監 査 役	竹 原 相 光	公認会計士 ZECOOPパートナーズ株式会社取締役会長 株式会社CDG社外取締役 元気寿司株式会社社外取締役 三菱製紙株式会社社外取締役 株式会社神明ホールディングス社外取締役
社 外 監 査 役	福 田 有 希	公認会計士・税理士 大阪地方裁判所・大阪高等裁判所専門委員 株式会社精工監査役

- (注) 1. 取締役眞弓奈穂子、取締役福島淑彦の両氏は、2019年6月27日開催の第18回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役石橋省三、取締役高木施文、取締役眞弓奈穂子、取締役福島淑彦の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役竹原相光、監査役福田有希の両氏は、社外監査役であります。
4. 社外取締役高木施文氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役山田富士雄氏は、長年にわたり財務経理業務に携わった経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外監査役竹原相光氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 社外監査役福田有希氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は、社外取締役石橋省三、社外取締役高木施文、社外取締役眞弓奈穂子、社外取締役福島淑彦、社外監査役竹原相光、社外監査役福田有希の各氏を株式会社東京証券取引所の規定に定める独立役員として届け出ております。

4－2．事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
岡 嶋 昇 一	2019年6月27日	任 期 満 了	取締役副会長
梅 原 正 幸	2019年6月27日	任 期 満 了	取締役副社長 (株)e－ロジ取締役会長
中 川 有 紀 子	2019年6月27日	任 期 満 了	社外取締役

4－3．責任限定契約

当社は、定款に、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当社が、当該規定に基づき社外取締役及び監査役と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役の全員との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、その賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。

4－4．取締役及び監査役の報酬等

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	その他	
取締役（うち社外取締役）	557(31)	432(31)	49(－)	75(－)	12(5)
監査役（うち社外監査役）	25(12)	25(12)	－	－	3(2)
合 計（うち社外役員）	582(43)	457(43)	49(－)	75(－)	15(7)

- (注) 1. 上記取締役の報酬等の額には、2019年6月27日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び社外取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2010年6月29日開催の第9回定時株主総会において、使用人分給与を含まず年額8億円以内とご承認いただいております。
- また、上記報酬額とは別枠で2018年6月28日開催の第17回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年間1億円以内とご承認いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第5回定時株主総会において、年額1億円以内とご承認いただいております。
4. 上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 取締役の報酬等の種類別の総額の「その他」は、譲渡制限付株式の付与のための報酬75百万円です。
6. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 役員報酬の方針等

当社の役員報酬は、企業価値の向上に対するインセンティブを与えるとともに、株主の視線に立脚した経営意識の醸成を図り、持続的な成長を目指すことを目的として、金銭による基本報酬と業績連動報酬、譲渡制限付株式の付与のための報酬（株式報酬）から構成されております。

基本報酬は、役位、在任期間、会社への貢献度により年度毎の固定報酬を支給します。

業績連動報酬は、業績目標の達成度により報酬額を決定することにより、短期的インセンティブとして機能します。

株式報酬は、役位、会社への貢献度により譲渡制限付株式の割当を行い、中長期的なインセンティブとして機能します。

各報酬額の決定にあたっては、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員長とする任意の「指名報酬委員会」にて検討を行い、取締役会にて決議いたします。

- (注) 社外取締役は客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担い、監査役は客観的立場から取締役の業務の執行を監査する役割を担うことから、社外取締役及び監査役には、それぞれ基本報酬（固定報酬）のみを支給します。

4-5. 社外役員の他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

(1) 社外役員の他の法人等の重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼 職 法 人 等	兼 職 の 内 容
社 外 取 締 役	石 橋 省 三	一般財団法人石橋湛山記念財団	代 表 理 事
		株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド	社 外 取 締 役
		学校法人栗本学園（名古屋商科大学）	理 事
社 外 監 査 役	竹 原 相 光	Z E C O O パートナーズ株式会社	取 締 役 会 長
		株式会社 C D G	社 外 取 締 役
		元気寿司株式会社	社 外 取 締 役
		三菱製紙株式会社	社 外 取 締 役
		株式会社神明ホールディングス	社 外 取 締 役
社 外 監 査 役	福 田 有 希	株式会社精工	監 査 役

(2) 当社と当該他の法人等との関係

当社と社外役員が兼職している他の法人等との間には、特別な関係はありません。

4－6．社外役員の主な活動状況

氏名 (地 位)	取締役会・監査役会 への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
石 橋 省 三 (社外取締役)	取締役会19回／19回 (出席率100%)	取締役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と意見交換をするとともに、これらの場において企業経営・金融における豊富な経験と知見も踏まえた発言を行っております。 また、任意の指名報酬委員会の委員長として委員会の運営を主導しております。
高 木 施 文 (社外取締役)	取締役会18回／19回 (出席率95%)	取締役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と意見交換をするとともに、任意の指名報酬委員会の委員として、これらの場において弁護士としての経験と知見も踏まえた発言を行っております。
眞 弓 奈穂子 (社外取締役)	取締役会14回／14回 (出席率100%)	取締役会に出席して、金融・証券部門における豊富な経験と知見も踏まえた発言を行っております。
福 島 淑 彦 (社外取締役)	取締役会14回／14回 (出席率100%)	取締役会に出席して、経済・経営分野における学術者としての知見も踏まえた発言を行っております。
竹 原 相 光 (社外監査役)	取締役会18回／19回 (出席率95%) 監査役会8回／8回 (出席率100%)	取締役会、監査役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と意見交換や面談をし、これらの場において公認会計士としての経験と知見も踏まえた発言を行っております。
福 田 有 希 (社外監査役)	取締役会17回／19回 (出席率89%) 監査役会8回／8回 (出席率100%)	取締役会、監査役会への出席に加えて、代表取締役や主要な取締役と意見交換や面談をし、これらの場において公認会計士・税理士としての経験と知見も踏まえた発言を行っております。

(注)取締役眞弓奈穂子、取締役福島淑彦の両氏は、2019年6月27日開催の第18回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

5-2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| (1) 当社の公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 92百万円 |
| (2) 当社の公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | 4百万円 |
| (3) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 97百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容は、アドバイザー業務であります。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

5-3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められるなど、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	15,974	支払手形及び買掛金	34,434
受取手形及び売掛金	33,666	短期借入金	70
商品及び製品	91,286	1年内返済予定の長期借入金	3,106
その他	12,427	リース債務	237
貸倒引当金	△58	未払法人税等	895
流動資産合計	153,296	未払消費税等	1,414
固定資産		賞与引当金	5,453
有形固定資産		ポイント引当金	11,055
建物及び構築物	59,868	その他	23,098
工具、器具及び備品	7,672	流動負債合計	79,766
土地	60,612	固定負債	
リース資産	1,752	転換社債型新株予約権付社債	15,117
建設仮勘定	292	長期借入金	38,700
その他	692	リース債務	2,135
有形固定資産合計	130,891	繰延税金負債	623
無形固定資産		再評価に係る繰延税金負債	1,597
のれん	2,986	商品保証引当金	9,285
その他	7,756	退職給付に係る負債	8,251
無形固定資産合計	10,743	資産除去債務	8,842
投資その他の資産		その他	5,304
投資有価証券	2,320	固定負債合計	89,856
差入保証金	26,093	負 債 合 計	169,623
繰延税金資産	22,728	(純 資 産 の 部)	
その他	4,257	株主資本	186,892
貸倒引当金	△306	資本金	11,940
投資その他の資産合計	55,093	資本剰余金	84,945
固定資産合計	196,727	利益剰余金	94,978
資 産 合 計	350,024	自己株式	△4,972
		その他の包括利益累計額	△6,491
		その他有価証券評価差額金	△235
		土地再評価差額金	△4,894
		退職給付に係る調整累計額	△1,360
		純 資 産 合 計	180,400
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	350,024

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		733,575
売上原価		522,970
売上総利益		210,605
販売費及び一般管理費		198,321
営業利益		12,284
営業外収益		
受取利息及び配当金	89	
持分法による投資利益	12	
受取手数料	114	
助成金収入	627	
その他	1,181	2,024
営業外費用		
支払利息	269	
寄付金	500	
その他	172	942
経常利益		13,365
特別利益		
固定資産売却益	1,363	
違約金収入	52	
課徴金返還額	1,236	
その他	0	2,652
特別損失		
固定資産売却損	20	
固定資産除却損	440	
減損損失	1,838	
賃貸借契約解約損	4	
その他	207	2,511
税金等調整前当期純利益		13,506
法人税、住民税及び事業税	2,165	
法人税等調整額	363	2,529
当期純利益		10,977
親会社株主に帰属する当期純利益		10,977

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	14,269	買掛金	32,157
受取手形	9	短期借入金	8,361
売掛金	32,004	1年内返済予定の長期借入金	2,961
商品及び製品	83,670	リース債務	208
原材料及び貯蔵品	305	未払金	10,300
前払費用	3,138	未払費用	22
短期貸付金	1,208	未払法人税等	522
未収入金	7,577	未払消費税等	1,200
その他	283	前受金	9,615
貸倒引当金	△238	預り金	318
流動資産合計	142,228	前受収益	508
固定資産		賞与引当金	4,884
有形固定資産		ポイント引当金	10,519
建物	52,305	その他	485
構築物	2,027	流動負債合計	82,065
機械及び装置	767	固定負債	
車両運搬具	8	転換社債型新株予約権付社債	15,117
工具、器具及び備品	7,241	長期借入金	37,749
土地	59,609	リース債務	2,047
リース資産	1,644	再評価に係る繰延税金負債	1,597
建設仮勘定	242	退職給付引当金	5,653
有形固定資産合計	123,846	商品保証引当金	8,267
無形固定資産		資産除去債務	7,789
借地権	334	預り保証金	4,692
商標権	8	その他	477
ソフトウェア	4,081	固定負債合計	83,392
その他	896	負 債 合 計	165,458
無形固定資産合計	5,320	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産		株主資本	182,970
投資有価証券	1,414	資本金	11,940
関係会社株式	22,466	資本剰余金	111,397
出資金	1	資本準備金	64,137
長期貸付金	1,310	その他資本剰余金	47,259
長期前払費用	839	利益剰余金	64,605
差入保証金	23,697	その他利益剰余金	64,605
繰延税金資産	20,786	繰越利益剰余金	64,605
その他	1,435	自己株式	△4,972
貸倒引当金	△55	評価・換算差額等	△5,135
投資その他の資産合計	71,896	その他有価証券評価差額金	△240
固定資産合計	201,064	土地再評価差額金	△4,894
資 産 合 計	343,293	純 資 産 合 計	177,834
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	343,293

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		669,436
売上原価		477,366
売上総利益		192,069
販売費及び一般管理費		181,193
営業利益		10,876
営業外収益		
受取利息	41	
受取配当金	344	
受取手数料	106	
助成金収入	566	
その他	1,098	2,157
営業外費用		
支払利息	273	
寄付金	500	
貸倒引当金繰入額	128	
その他	163	1,065
経常利益		11,967
特別利益		
固定資産売却益	1,363	
違約金収入	52	
課徴金返還額	1,236	
その他	0	2,652
特別損失		
固定資産売却損	20	
固定資産除却損	415	
減損損失	1,836	
賃貸借契約解約損	4	
災害による損失	19	
その他	163	2,460
税引前当期純利益		12,159
法人税、住民税及び事業税	1,721	
法人税等調整額	153	1,874
当期純利益		10,285

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社エディオン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小市裕之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石田博信 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エディオンの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エディオン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社エディオン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小市裕之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石田博信 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エディオンの2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議並びに代表取締役との定期会合に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、主要な子会社に赴き、調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

株式会社エディオン 監査役会

常 勤 監 査 役	山 田 富 士 雄	㊞
社 外 監 査 役	竹 原 相 光	㊞
社 外 監 査 役	福 田 有 希	㊞

以 上

(MEMO)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(MEMO)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(MEMO)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(MEMO)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

第19回定時株主総会会場ご案内図

会 場

大阪市北区天満橋一丁目8番50号
帝国ホテル大阪 3階
「エンパイアルーム」

最寄りの駅

J R大阪環状線「桜ノ宮駅」
西出口から会場まで徒歩約7分

お 願 い

当社では駐車場・駐輪場のご用意は
ございませんので、公共交通機関を
ご利用くださいますようお願い申
しあげます。

〔会場付近略図〕



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

法令及び定款に基づく インターネット開示事項

業務の適正を確保する
ための体制及び運用状況

連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

株式会社 エディオン

事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより株主の皆様を提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、取締役会において「業務の適正を確保するための体制」、いわゆる「内部統制システムの基本方針」を次のとおり決議しております。

(総論)

エディオングループが掲げる「サービス型小売業」の理念は、株主の皆様、お客様、地域社会、お取引先様及び従業員等のステークホルダー（利害関係者）からいただく信頼のもとに成り立つ地域密着型ビジネスモデルを目指すものです。

サービス型小売業として地域社会に受け容れられ、広くご愛顧をいただくために次の3項目を事業運営の基本的な指針として位置付けております。

第一に、取締役及び従業員のコンプライアンス（法令・社会倫理等遵守）はもとより、地域社会のよき一員として企業の社会的責任を踏まえた事業活動を行います。

第二に、ステークホルダーから見た経営施策の合理性・納得性と意思決定プロセスの透明性を確保するとともに、ステークホルダーに向けた説明責任を十分に果たします。

第三に、適切な権限委譲により迅速かつ確かな意思決定が行われるとともに、重要事項については、取締役会及び社長による強力な業務執行が行われる体制を構築し、併せて現場情報とステークホルダーのご意見・ご要望が迅速に取締役に伝達されるよう社内コミュニケーションの向上に努力します。

当社は、これらの基本的な指針に基づき、以下のとおり内部統制システムの基本方針を定め、体制の構築及び運用に努めてまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び従業員が、法令・社会倫理を遵守するよう「エディオングループ経営綱領」及び「エディオングループ倫理綱領」を策定のうえ周知し、その徹底を図る。
- (2) 総務担当取締役を委員長とする「リスク管理委員会」の下に「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスを含むリスク管理体制の強化に努める。また、重要事項については、「リスク管理委員会」から取締役会へ報告することとする。
- (3) リスク管理委員長の判断により、弁護士事務所やその他の専門家との顧問契約を締結し、コンプライアンスを含むリスク管理に関する適切なアドバイスを受けるものとする。
- (4) コンプライアンス違反の早期発見と再発防止を目的として「内部通報規程」に基づく社内外の相談専用窓口（ホットライン）を設置し、運用する。
- (5) 「リスク管理委員会」から全社に向けた定期的な情報提供や従業員研修を継続的に実施することにより、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の啓発を行う。
- (6) 決算情報等の財務報告について信頼性を担保し、金融商品取引法並びに金融庁が定める「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」等の関連諸法令及び規則を遵守するため、内部監査部門を設置し、「内部統制規程」に基づき適切に運用する。
- (7) 取扱商品・サービスの広告表示に係る法令遵守のため、表示管理に関する責任者を広告宣伝部門内に設置し、関連諸法令の周知、啓発を行う。
- (8) 反社会的勢力に対しては「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」を定め、取締役及び従業員が一丸となってこれを遵守し、断固とした姿勢で関係を遮断するよう、厳正に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報（文書及び電磁的データ）の保存及び管理は、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理する。また、総務担当取締役を委員長とする「リスク管理委員会」の下に「情報セキュリティ委員会」を設置し、適宜会議を開催する。「リスク管理委員会」及び「情報セキュリティ委員会」は個人情報及び企業機密の漏洩防止等の体制を整備し、運用する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 経営上、重大な損失を被る可能性のある事項を迅速かつ的確に把握し、取締役会に付議又は報告することができるよう、各本部長に取締役又は執行役員を充てる。
 - (2) 総務担当取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、原則四半期に1回開催する。「リスク管理委員会」は「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を運用することにより、コンプライアンス違反、不正経理、災害その他のあらゆるリスクを総括的に管理し、当社の損失の危険を回避、軽減する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、経営環境の見通しに基づいて、経営計画及び年度事業計画を審議し決定する。業務執行を担う取締役は、これらの計画に基づいて具体的な部門施策とその効率的な実施に向けた業務遂行を指揮する。また、これらの事業計画の予算に対する実績は月次にて集計管理し、各取締役及び取締役会にすみやかに報告されることとする。
 - (2) 取締役会の開催等に加えて、経営会議等、法令による設置義務のない会議体を設置し、案件の重要性や緊急度に応じた機動的かつ十分な審議を行うことで、取締役の職務執行に資する体制を整備し、運用する。
 - (3) 取締役会は、組織再編及び必要の都度、各規程の見直しを行い、取締役及び職制の決裁権限を常に明確にするとともに、経営環境や経営計画に応じて決裁権限の強化又は委譲を行うこととする。
 - (4) 取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とする任意の指名報酬委員会を設置し、当社及び各子会社の取締役、執行役員の候補者指名や報酬決定手続を明確化し、透明性を確保する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、エディオングループの業務の適正を確保するために、以下の体制を整備し、運用することとする。なお、本基本方針でいう「子会社」は、会社法上の「子会社」を指し、持分法適用会社である関連会社は含めないものとする。

 - (1) 当社は、各子会社の業務の適正を確保するため、コンプライアンス等の基本的事項又は重要事項について、エディオングループ全体を対象とした社内規程を整備する。
 - (2) 各子会社は、取締役等及び従業員が法令及び定款を遵守する体制を構築するため、当社が定める「関係会社管理規程」に従い、各子会社が展開する事業に即した規程を整備し、それらを運用する。
 - (3) 当社は、エディオングループとしての基本的ルールを各子会社に遵守させるものとしつつ、取締役等の職務執行の効率化を図るため、各子会社の独自性、特性を踏まえた規程類を整備させる。
 - (4) 当社は、エディオングループ全体としての意思統一を図るため、「関係会社管理規程」に基づき当社が各子会社に従業員を出向させるなど、人材交流を図り、コミュニケーションを活性化させる。
 - (5) 当社の内部監査部門が、監査体制の強化を図るため、各子会社の内部監査部門と連携を図りながら法令、定款及び社内規程等への適合等の観点から監査を実施する。
 - (6) 当社は、各子会社の経営を管理するため、「関係会社管理規程」に基づき子会社の経営に係る一定の重要事項については、当社取締役会等へ定期的な報告を求めるとともに、特定の事項については当社の承認を必要とする旨を規定する。
6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、取締役の職務を補佐するため、当社の業務組織体系から独立した専任の組織として、監査役室を設け、専任のスタッフ1名以上を配置する。

当該専任スタッフの人選については監査役会と協議し、取締役からの独立性に配慮する。また、当該専任スタッフは、当社の従業員として当社の就業規則に則り業務を行うこととするが、指揮命令権については、各監査役に属するものとし、また異動、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施することとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役に対して取締役及び従業員の報告すべき事項は、法定の事項に加え、監査役会の決定する「監査役会規程」に定めるものとし、取締役及び従業員は、かかる定めに従うものとする。なお、報告の方法等の運営事項については、「リスク管理委員会」と監査役の協議に基づいて決定する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役及び当社代表取締役は、各年度において定期的に会合を行い、エディオングループに関する全般及び監査役が重要と判断する事項について、意見交換を行うものとする。
- (2) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて「リスク管理委員会」や経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社又は各子会社の取締役、監査役若しくは関係する従業員等に対して、説明を求めるものとする。
- (3) 当社は、監査役（監査役室スタッフを含む。以下、同じ。）の求めに応じて説明を行い又は自ら監査役に報告を行った当社又は各子会社の取締役、監査役若しくは従業員等に対して、不利益な取り扱いを行わないものとする。
- (4) 監査役は、監査役会として当社の会計監査人から会計監査内容の報告を受けるとともに、会計監査人との間で定期的に監査に関する情報の交換を行うものとする。
- (5) 当社は、監査役が職務を執行するために必要となる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。

9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 「内部通報規程」に基づき社内外の相談専用窓口（ホットライン）を設置し、不正行為等の早期発見及び内部通報者の不利な扱いを禁止する体制を構築しております。また、「リスク管理委員会」にて不正行為等の予防及び再発防止策を講じるとともに、全社に向けた定期的な情報提供と社内研修を継続的に実施するなどコンプライアンス意識の啓発を行っております。さらに、「内部統制規程」に基づき内部統制の評価及び監査を実施し、決算情報等の財務報告について信頼性を担保しております。これらの体制により、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備し、運用しております。
- (2) 「文書管理規程」等の社内規程に基づき取締役の職務執行に係る情報を適切に保存しております。また、個人情報及び企業機密の漏洩や不正アクセス等に備えるため、情報システム部門がシステム監視や情報収集を行うなど、セキュリティの強化策を講じております。これらの体制により、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備し、運用しております。
- (3) 「リスク管理規程」に基づき「リスク管理委員会」を定期に開催し、職務執行を行ううえで重大なリスクの分析を行い、損失の危険を回避、軽減ができる体制を構築しております。
- (4) 「取締役会規程」に基づき取締役会を定期に開催し、経営計画及び年度事業計画など経営に関する重要事項について、法令・定款への適合性及び業務の適正性の観点から審議し、決定しております。また、「業務分掌および職務権限規程」に基づき経営環境や経営計画に応じて、業務執行取締役に対し決裁権限を委ねるとともに、経営会議を定期に開催し、重要な事項について機動的かつ十分な審議を行い、業務執行取締役の迅速な意思決定をサポートしております。これらの体制により、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備し、運用しております。
- (5) 「関係会社管理規程」に基づき当社役員が子会社役員を兼任し、子会社経営を適切に指導・管理しております。また、子会社の経営に係る重要事項に関しては当社取締役会において決議・報告を必要とするとともに、その他の事項についても当社担当部門との調整を行っております。これらの体制により、企業集団における業務の適正を確保するための体制を整備し、運用しております。
- (6) 監査役の監査機能の強化を図るため、取締役からの独立性に配慮したスタッフ1名を配置しております。
- (7) 取締役及び使用人は、監査役が出席している取締役会のほか「リスク管理委員会」や経営会議等の重要な会議において、当企業グループの重要な情報について適時報告をしております。
- (8) 監査役は、内部監査部門及び会計監査人並びに代表取締役との定期的な情報・意見交換を行い、円滑な監査業務の遂行を図っております。また、監査役が職務を遂行するために必要となる費用を当社が負担しております。これらの体制により、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、運用しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	11,940	85,021	88,548	△639	184,870
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△3,918		△3,918
親会社株主に帰属する当期純利益			10,977		10,977
自己株式の取得				△4,997	△4,997
自己株式の処分		△65		664	599
土地再評価差額金の取崩			△628		△628
連結子会社株式取得による持分の増減		△10			△10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	△75	6,430	△4,333	2,021
当 期 末 残 高	11,940	84,945	94,978	△4,972	186,892

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土 地 再 評 価 金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	△52	△5,523	△1,123	△6,698	178,172
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△3,918
親会社株主に帰属する当期純利益					10,977
自己株式の取得					△4,997
自己株式の処分					599
土地再評価差額金の取崩					△628
連結子会社株式取得による持分の増減					△10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△183	628	△237	206	206
当 期 変 動 額 合 計	△183	628	△237	206	2,228
当 期 末 残 高	△235	△4,894	△1,360	△6,491	180,400

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1-1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 9社

主要な連結子会社の名称

(株)サンキュー

フォーレスト(株)

フォーレスト酒販(株)

(株)エヌワーク

(株)ジェイトップ

(株)エディオンハウスシステム

(株)イー・アール・ジャパン

(株)e-ロジ

夢見る(株)

(株)福德は、2020年3月2日付でフォーレスト酒販(株)に社名を変更しております。

2019年11月13日付で(株)ジェイトップの全株式を、同年12月23日付で夢見る(株)の全株式を取得し100%子会社としたため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

- (2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

1-2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数 3社

主要な会社等の名称

(株)ちゅピCOMふれあい

(株)サンフレッチェ広島

(株)マルニ木工

- (2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

ネオシステム(株)

(株)H O U S A L L

持分法を適用しない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

1-3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

b その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によって算定しております）。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ取引

時価法によっております。

③たな卸資産

a 商品

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

評価方法

移動平均法によっております。

b 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物の一部（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2～60年

工具、器具及び備品 2～20年

②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ポイント引当金

ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当連結会計年度末における将来の利用見込額を計上しております。

④商品保証引当金

販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき、当連結会計年度末における将来の修理費用見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金ヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で、その他については5年間で均等償却しております。

④消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

2-1. 有形固定資産の減価償却累計額 133,133百万円

2-2. 関連会社に対する株式 893百万円

2-3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	
商品及び製品	38百万円
建物及び構築物	1,367 //
土地	874 //
計	2,280百万円
(2) 担保に係る債務	
支払手形及び買掛金	50百万円
1年内返済予定の長期借入金	119 //
長期借入金	615 //
固定負債の「その他」(預り保証金)	516 //
計	1,301百万円

2-4. 保証債務

金融機関からの借入
株ちゅピCOMふれあい 0百万円

2-5. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき保有する事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

2002年3月28日及び2002年3月31日

再評価を行った土地の2020年3月31日現在における時価と再評価後の帳簿価額との差額
8,185百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

3-1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	112,005,636株	—	—	112,005,636株

3-2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	2021年満期ユー・ロ・円建転換社債型新株予約権付社債（注）1、2、3	普通株式	656	8	573	91	—
	2025年満期ユー・ロ・円建転換社債型新株予約権付社債（注）1、4	普通株式	12,269	150	—	12,420	—
合計		—	12,926	158	573	12,511	—

（注）1. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

2. 2021年満期ユー・ロ・円建転換社債型新株予約権付社債の増加は、転換価額の調整によるものです。

3. 2021年満期ユー・ロ・円建転換社債型新株予約権付社債の減少は、新株予約権の行使によるものです。

4. 2025年満期ユー・ロ・円建転換社債型新株予約権付社債の増加は、転換価額の調整によるものです。

3-3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,002百万円	18円	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	1,916百万円	18円	2019年9月30日	2019年12月2日

3-4. 当連結会計年度末後に行う剰余金の配当に関する事項

2020年6月26日開催予定の第19回定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 配当金の総額 | 1,712百万円 |
| (2) 1株当たり配当額 | 16円 |
| (3) 基準日 | 2020年3月31日 |
| (4) 効力発生日 | 2020年6月29日 |

4. 金融商品に関する注記

4-1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当企業グループは、資金運用においては、短期的な預金等及び安全性の高い金融商品で運用することとしております。また、資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行等により調達することとしており、金利関連のデリバティブは、金利変動リスクを回避するためにのみ利用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、このうち時価のあるものは市場価格の変動リスクに晒されております。また時価のないものについても、当該企業の経営成績等により、減損のリスクに晒されております。これらのリスクに関しましては、定期的にその時価及び企業価値を把握し、重要な変動が認められた場合は取締役会に報告される体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのすべてが1年内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジ有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、CMS（キャッシュマネジメントシステム）をグループ内で利用することなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

4-2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）2. 参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預金	15,974	15,974	－
②受取手形及び売掛金	33,666	33,666	－
③投資有価証券 その他有価証券	1,379	1,379	－
資産計	51,020	51,020	－
①支払手形及び買掛金	34,434	34,434	－
②短期借入金	70	70	－
③転換社債型新株予約権付社債	15,117	15,077	△39
④長期借入金（*）	41,806	42,195	389
⑤リース債務（*）	2,372	2,564	191
負債計	93,801	94,342	541
デリバティブ取引	－	－	－

（*）流動負債に含まれている１年内返済予定の長期借入金及びリース債務を含めております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（１）資産

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

（２）負債

①支払手形及び買掛金、並びに②短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③転換社債型新株予約権付社債

社債はすべて市場価格に基づき算定しております。

④長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものの時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられた利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑤リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) デリバティブ取引

- ①ヘッジ会計が適用されていないもの
該当事項はありません。
- ②ヘッジ会計が適用されているもの
a 通貨関連
該当事項はありません。
b 金利関連

(単位：百万円)

(単位：百万円)						
ヘッジ会計 の方 法	デリバティブ 取引の種 類 等	主なヘッジ 対 象	契約額等		時価	当 該 時 価 の 算 定 方 法
				うち1年超		
金利スワップ の 特 例 処 理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	6,000	6,000	(*)	－

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	47
関係会社株式	893
差入保証金	26,093

これらについては市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、「4-2. 金融商品の時価等に関する事項」の表中には含まれておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

5-1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府や愛知県などの主要都市において、賃貸用の店舗物件（土地、建物を含む）を有しております。

5-2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
12,502	11,102

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,685円50銭
1株当たり当期純利益金額	101円33銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資 本 剰 余金合計	その他利 益剰余金		
					繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	11,940	64,137	47,325	111,462	58,866	△639	181,630
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△3,918		△3,918
当 期 純 利 益					10,285		10,285
自 己 株 式 の 取 得						△4,997	△4,997
自 己 株 式 の 処 分			△65	△65		664	599
土地再評価差額金の取崩					△628		△628
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△65	△65	5,738	△4,333	1,339
当 期 末 残 高	11,940	64,137	47,259	111,397	64,605	△4,972	182,970

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△58	△5,523	△5,582	176,048
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△3,918
当 期 純 利 益				10,285
自 己 株 式 の 取 得				△4,997
自 己 株 式 の 処 分				599
土地再評価差額金の取崩				△628
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	△181	628	446	446
当 期 変 動 額 合 計	△181	628	446	1,786
当 期 末 残 高	△240	△4,894	△5,135	177,834

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

a 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

b 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法によっております。

c その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によって算定しております）。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ取引

時価法によっております。

③たな卸資産

a 商品

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

評価方法

移動平均法によっております。

b 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物の一部（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	2～50年
構築物	2～60年
工具、器具及び備品	2～20年

②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが、連結貸借対照表と異なっております。

④ポイント引当金 ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における将来の利用見込額を計上しております。

⑤商品保証引当金 販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき、当事業年度末における将来の修理費用見込額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金ヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

1－2．表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「営業外収益」の「助成金収入」は190百万円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

2-1. 有形固定資産の減価償却累計額 123,120百万円

2-2. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権 2,965百万円
関係会社に対する短期金銭債務 8,776 //

2-3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物 1,329百万円
構築物 38 //
土地 874 //
計 2,241百万円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 119百万円
長期借入金 615 //
預り保証金 516 //
計 1,251百万円

2-4. 保証債務

金融機関からの借入
株式会社ちゅピCOMふれあい 0百万円

2-5. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき保有する事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

2002年3月28日及び2002年3月31日

再評価を行った土地の2020年3月31日現在における時価と再評価後の帳簿価額との差額 8,185百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高 443百万円
仕入高 3 //
販売費及び一般管理費 4,173 //
営業取引以外の取引高 310 //

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	754,339株	4,886,298株	666,000株	4,974,637株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加4,886,298株は、2019年6月27日開催の取締役会決議により市場買付及び自己株式立会外取引による買付4,882,900株及び単元未満株式の買取りによる増加1,998株等であり、減少666,000株は、2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換573,000株及び2018年6月28日開催の第17回定時株主総会において承認可決された譲渡制限付株式報酬としての自己株処分による減少93,000株であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
減価償却費	2,200百万円
貸倒引当金	122 //
賞与引当金	1,494 //
未払法定福利費	228 //
減損損失	6,402 //
退職給付引当金	1,729 //
ポイント引当金	3,218 //
商品保証引当金	2,529 //
合併引継土地	1,502 //
資産除去債務	2,383 //
その他	3,750 //
繰延税金資産小計	25,562百万円
評価性引当額	△3,898百万円
繰延税金資産合計	21,663百万円
(繰延税金負債)	
建物等圧縮積立金	△60百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△703 //
その他有価証券評価差額金	△55 //
その他	△57 //
繰延税金負債合計	△877百万円
繰延税金資産の純額	20,786百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

6-1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

営業用店舗設備（建物）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「(2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額	3,924百万円
減価償却累計額相当額	3,433 //
期末残高相当額	490百万円

② 未経過リース料期末残高相当額

未経過リース料期末残高相当額	
1年以内	211百万円
1年超	356 //
合計	567百万円

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

a 支払リース料	216百万円
b 減価償却費相当額	196 //
c 支払利息相当額	6 //

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差異を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

6-2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料（借主側）

1年以内	3,406百万円
1年超	26,915 //
合計	30,322百万円

未経過リース料（貸手側）

1年以内	262百万円
1年超	3,036 //
合計	3,299百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

7-1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 サンキュー	100%	資金の貸借	CMSによる資金 の借入	2,605	短期借入金	7,411

7-2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及び その近親者	久保允誉	—	当社代表取締役	自己株式の処分	39	—	—
役員及び その近親者	友則和寿	—	当社相談役	顧問料の支払	24	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 資金の貸借については、当社がグループ各社に提供するキャッシュ・マネジメント・システムに係るものであります。なお、取引額は当事業年度増加額であります。
3. 自己株式の処分については、譲渡制限付株式報酬制度に伴う自己株式の割当によるものであります。
4. 顧問料については、両者協議のうえ決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,661円53銭

1株当たり当期純利益金額

94円95銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。